

つくば市建築物の敷地制限条例（平成15年つくば市条例第19号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （建築物の敷地の規模）</p> <p>第2条 前条に規定する地域（つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年つくば市条例第13号）第6条第1項の規定により、敷地面積の最低限度を定めた地区整備計画区域（以下「地区整備計画区域」という。）を除く。）においては、建築物（巡查派出所、公衆電話所その他の公益上必要な建築物で規則で定めるものを除く。）の敷地面積は、165平方メートル以上でなければならない。ただし、市長が特に適正な都市環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>前条の規定は、県条例の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地（前項の土地を除く。）についてその全部を一の敷地として使用する場合は、適用しない。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定は、当該土地が前条本文の規定に適合する敷地として使用されるに至った場合は、適用しない。</u> （適用除外の敷地の認定）</p> <p>第4条 第1条に規定する地域（地区整備計画区域を除く。）において法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、<u>当該申請に係る建築物の敷地として使用しようとする土地の使用が前条第1項から第3項までに規定する場合に該当するときは、あらかじめ、当該土地</u> <u>の区域について、申請書を提出し、市長の認定を受けなければならない。</u></p>	<p>第1条（略） （建築物の敷地の規模）</p> <p>第2条 前条に規定する地域（つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年つくば市条例第13号）第6条第1項の規定により、敷地面積の最低限度を定めた地区整備計画区域（<u>第4条第1項において</u>「地区整備計画区域」という。）を除く。）においては、建築物（巡查派出所、公衆電話所その他の公益上必要な建築物で規則で定めるものを除く。）の敷地面積は、165平方メートル以上でなければならない。ただし、市長が特に適正な都市環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>前2項の規定は、当該土地が前条本文の規定に適合する敷地として使用されるに至った場合は、適用しない。</u> （敷地の認定）</p> <p>第4条 第1条に規定する地域（地区整備計画区域を除く。）において法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、<u>_____</u> <u>_____</u>、あらかじめ、<u>当該申請に係る建築物の敷地として使用しようとする土地</u>の区域について、申請書を提出し、市長の認定を受けなければならない。</p>

2 前項の規定は、法第6条の2の規定により確認を受けようとする者及び法第18条第2項の規定により建築物の建築等に関する計画の通知をしようとする者について準用する。

(敷地台帳及び敷地図)

第5条 市長は、第2条ただし書の規定により許可し、及び前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認定した土地の区域を明らかにするため、敷地台帳及び敷地図を作成するものとする。

第6条 (略)

(許可等の取消し)

第7条 市長は、不正な手段により第2条ただし書の規定による許可又は第4条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた者に対して当該許可又は認定を取り消すことができる。

(建築物の敷地が地域の内外にわたる場合の措置)

第7条の2 建築物の敷地が第1条に規定する地域(地区整備計画区域を除く。)の内外にわたる場合において、その敷地の過半が当該地域に属するときは、その敷地の全部について、この条例の規定を適用し、その敷地の過半が当該地域の外に属するときは、その敷地の全部について、この条例の規定を適用しない。

第8条 (以下略)

2 前項の規定による敷地の認定を受けた者は、当該認定に係る敷地を変更しようとするときは、申請書を提出し、市長の認定を受けなければならない。当該変更に係る敷地を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、法第6条の2の規定により確認を受けようとする者及び法第18条第2項の規定により建築物の建築等に関する計画の通知をしようとする者について準用する。

(敷地台帳及び敷地図)

第5条 市長は、前条の規定により認定した土地の区域を明らかにするため、敷地台帳及び敷地図を作成するものとする。

第6条 (略)

(敷地の認定の取消し)

第7条 市長は、不正な手段により第4条第1項又は第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた者に対して当該認定を取り消すことができる。

第8条 (以下略)